

議員政治倫理審査会記録

平成30年4月9日

【開催日】 平成30年4月9日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後4時～午後4時27分

【出席委員】

会 長	河 崎 平 男	副 会 長	山 田 伸 幸
委 員	奥 良 秀	委 員	河 野 朋 子
委 員	笹 木 慶 之	委 員	長谷川 知 司
委 員	松 尾 数 則	委 員	吉 永 美 子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議 長	小 野 泰	副 議 長	矢 田 松 夫
-----	-------	-------	---------

【事務局出席者】

事務局長	中 村 聡	事務局次長	石 田 隆
------	-------	-------	-------

【審査内容】

- 1 議長あいさつ
- 2 正副会長の選出について
- 3 審査請求書について
- 4 今後の審査方法について
- 5 その他

午後4時 開会

石田局次長 それでは、第1回の山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開催いたしますが、担当の書記の石田と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは、お手元にお配りの次第に基づきまして進行させて

いただきます。それでは、まず1の議長あいさつでございます。議長、よろしくお願いいたします。

小野泰議長 山陽小野田市議会議員政治倫理条例に基づきまして、有帆の中島好人氏から、3月26日に調査請求書が提出されました。要件がそろっておると認めましたので、政治倫理審査会を設置をするということにいたしました。内容については、先般、議員連絡会でお話したとおりでございます。委員8人ということで、会派より1名で5名、無会派より3名という8名を任命させていただきました。資料はここに付いてあるとおりでございますので、十分、これから慎重審査をしていただきまして、最後の答え、回答まで出していただきますようお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

石田局次長 それでは、次第の2、正副会長の選出でございます。会長が当初不在ですので、ただいまから会長の互選を行っていただくわけですが、会長がまだ決まっておられませんので、慣例により、年長の委員さんに臨時会長になっていただくことになっております。そこで笹木委員をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(笹木慶之委員、会長席に移動)

笹木慶之臨時会長 それでは、ただいまから政治倫理審査会を開会いたします。慣例により、年長の私が、会長が互選されるまで会長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、これより会長の互選を行います。会長の互選は、指名推選の方法により行うか、それとも投票により行うか、お諮りいたします。

松尾数則委員 指名推選でお願いします。

笹木慶之臨時会長 ただいま松尾委員から指名推選が良いとの御意見がありま

した。御異議はありますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは指名推選の方法に決定いたしましたので、推選を受けたいと思います。どなたか推選はありますか。

松尾数則委員 正義感にあふれ、倫理感旺盛な河崎委員を推選いたします。

笹木慶之臨時会長 ただいま松尾委員から河崎委員を会長に指名推選するとの発言がありました。ほかに推選される方はおられますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにないようですので、河崎委員を会長に指名いたします。御異議ありますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって河崎委員が会長に当選されました。ただいま会長に当選されました河崎委員より就任の挨拶をお願いいたします。

河崎平男会長 ただいま会長として選任されました河崎平男でございます。これからは、政治倫理条例にのっとり、事案の審査を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

笹木慶之臨時会長 会長と交代いたします。

（笹木委員は自席に、河崎委員は会長席に移動）

河崎平男会長 それではこれより副会長の互選を行います。副会長の互選について指名推選の方法により行うか、それとも投票により行うか、お諮りいたします。

長谷川知司委員 指名推選でお願いします。

河崎平男会長 ただいま長谷川委員から指名推選が良いとの御意見がございました。御異議はございますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは指名推選の方法に決定いたしました。推選を受けたいと思います。どなた

か推選はありますか。

長谷川知司委員 私は、正義感にあふれる山田伸幸委員を推選いたします。

河崎平男会長 ただいま長谷川委員から山田委員を副会長に指名推選するとの発言がございました。ほかに推選される方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにないようですので、山田委員を副会長に指名いたします。ただいま副会長に指名されました山田副会長より挨拶をお願いいたします。

山田伸幸副会長 ただいま副会長として推選されました山田です。この政治倫理審査会の目的に沿うように、委員長を支えてしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

（山田委員、副会長席に移動）

河崎平男会長 それでは、正副会長が決まりましたので、議題に沿って進めさせていただきます。まず始めに、審査請求について、事務局から説明をお願いします。

中村事務局長 局長の中村です。よろしく申し上げます。それでは今日お配りしています資料に基づき、今までの流れと今回の調査請求書について説明させていただきます。まず審査請求書が出されたのが、本年の3月26日です。調査請求者は、代表、中島好人さん他174名ということで、このたびの調査請求書は175名の連署で提出されていますが、選挙管理委員会に先日、署名人が選挙人名簿登録者であることの確認を依頼いたしました。その結果、173人が有効であるとの報告を受けています。したがって、条例による基準では100人以上となっていますので、請求者としては適当であると認められました。それから調査対象議員は、杉本保喜議員。そして対象となる事由の該当条項は倫

理条例第3条第1号ということです。この条例を付けているので御覧いただきたいのですが、第3条、政治倫理基準を定めたもので、「議員は公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」ということで、6号まで六つの遵守すべき規準を定めています。そのうちの第1号、「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもち得る行為をしないこと」。これに違反しているということで、調査請求書が出されたものです。その事由の内容としては、一つに公職選挙法違反容疑ということで細かく書かれておりますが、祝勝会に杉本議員はどこまで関わったのか、4年前も同じような祝勝会を行っていたのではありませんか、等々の細かいところまで書いてあります。そして二つ目に市民への説明責任はどうするのかというところを、事由の内容とされています。それから事由を証する資料を付ける必要があるわけですが、この資料としては、2018年1月18日付け各社新聞報道として、A4版のコピーが1枚添付されています。2018年、平成30年1月18日付けの各社の報道だということで、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、山口新聞の記事の切り抜きのコピーが添付されています。この記事につきましては、当議会事務局でも、1月18日に報道された記事に間違いはないということは確認しているところです。以上によりまして当該請求書は、形式的には要件を満たしているとの確認ができましたので、これを受理し条例に基づき、この政治倫理審査会を設置することにしたというのが経緯でございます。これに基づき審査会では、条例7条に「審査会は、次に掲げる事項について審査する」ということで二つあげています。一つは、調査請求の適否。二つ目として政治倫理基準に違反する行為の存否ということです。ですから形式的にはこの請求書は適当である、要件はそろっていると認めたわけですが、事務局は内容についての審査はしていませんので、内容についての審査はこの審査会で行っていただきということになります。そしてこの二つについて審査会でしっかり審査していただいて、審査終了後、審査結果報告書を議長に提出していただくこととなります。議長に報告書を提出することをもって、審査会の任

務が終了することになりますので、よろしくお願いたします。それからもう一つ資料として、政治倫理審査会についての申入れということで、代表請求者の中島好人さんから4月4日付けで申入書が提出されていますので、これにつきましても説明させていただきます。この内容につきましては、一つとして審査会を公開で行うこと。もう一つとして、審査に当たっては次の点を説明していただくということで、審査請求書と似たような内容になっていますけど、1、杉本議員の宴会への関与の度合い。2、4年前にも同様の宴会を開催したのか。3、実際に杉本議員はいくら負担したのか。4、余分な負担は寄付行為に当たるとの認識があったのか。5、杉本議員が警察の取り調べを受けたのか。6、市民への説明責任はどうするのか。7、杉本議員は起訴に至っていないが、合法との認識かという申入れが出ておりますので、審査の参考にさせていただきたいと思います。ここで審査会を公開で行うこととありますので、公開についての現時点での事務局の考えを述べさせていただきます。この公開、非公開については、本条例には非公開にするという規定がありませんので、やはり会議は原則、公開と考えています。ただし、倫理条例の第9条に「審査会の委員は、その審査及び審査の結果に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」という委員に守秘義務を課す規定がうたわれています。ということは、当然この審査会では秘密にすべき事柄も審査の中で表れることも想定されていると考えるのが普通だと思いますので、場合によっては、そういった秘密にすべき事柄が出ると思われるときには秘密会にして審査をするということも十分考えられると思っています。その場合、秘密会にするには委員会条例で決まっていますので、その委員会条例に準じて、この審査会の議決で秘密会の決定を行うのが適当であろうと考えています。この委員会条例を御紹介しますと、第19条に「委員会の会議は、原則としてこれを公開する」ということで会議の公開をうたっています。そして、秘密会として、第20条、「委員会は、その議決で秘密会とすることができる」。2項として、「委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める」ということで、討

論を用いずにすぐに秘密会にするかどうかは議決を取っていただくということ。これは、討論を行いますと秘密にすべきものを説明するという矛盾するようになってしまいますので、通常、本会議でもそうですが、秘密会にする場合は討論を行わずに議決するということになっていますので、そういった運用でやられるのが適当だろうと考えています。それから参考になるかどうか分かりませんが、国会におきましては衆議院、参議院、両院に政治倫理審査会があるわけですが、国会における審査会につきましては、非公開としております。非公開という表現ではないのですが、審査会は傍聴を許さないとしております。そして、審査会の会議録は、これを閲覧することができないとしておりますが、ただし書で、対象議員等から議員その他の者の傍聴を許すことを求められたときは、これを尊重するものとするということで、対象となっている議員等が、傍聴人を入れて公開で行いたいという申入れなり、意向があったときは、それを尊重して公開で行われているというのが通常のようなものです。そういったこともお含み置きの上、今後の運営について御協議いただければと思っています。事務局からは以上でございます。

河崎平男会長　今提出資料等、もろもろの説明がありましたが、審査請求書が出ていますが、この審査請求の適否ということで今後の進め方として、請求者からの事情聴取ということも審査する上で大事になるかと思いますので、そういう方向、または、審査請求の適否についての審議をしていかなくはいけないと思えます。それが第7条の1、2であります。そういうことで、まず、請求者からの説明、次に対象の議員からの説明ということで審査していくという方向になろうかと思えますが、いかがでしょうか。

山田伸幸副会長　事務局にお聞きするんですが、先ほど条例の説明の中で、第7条に（1）と（2）があるんですが、調査請求の適否というのは、事務局でもう済んだということではなかったんですか。

中村事務局長 事務局で行いましたのは形式的な審査でございます。ですからそろっていなければならないものはそろっている。そういう場合は、行政として何でもそうですけど、受け付けます。そして、受け付けた上で審査をして、例えば許可とか、そういう場合も、形式的にそろっておれば、受け付けます。そして、受け付けて審査をして、許可するか、許可しないかを決めるということで、事務局で行いましたのは、あくまでも形式的審査ですから、形式的審査はそろっておりますので受け付けて審査会を設置しました。その審査会において、この内容が請求書として適当かどうかはこの審査会で審査していただくということになります。

河崎平男会長 事務局から説明のあったとおり、まず第7条の調査請求の適否を一つ、次に違反する行為の存否ということであるので、最初は(1)のほうから審査をするということが妥当と思いますので、今後、請求された中島さんから、ここに来ていただいて説明を受けるということでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

河崎平男会長 それでは、異議なしということで次の審査の方法は、中島さんから事情聴取というか、いろんな資料の説明等も含めてお願いしたいと思います。これをいつやるかというのは、どうしたらいいですか。

石田局次長 今から候補の日にちを申し上げますので、その中で議員さんの御都合の確認と、相手の方の合う日にちを調整させていただきたいと思えます。候補として、来週の月、火、水、4月16、17、18のいずれか、次に、4月23、月曜日、24、火曜日、27日、金曜日の六日間で調整させていただきたいと考えておりますが、既に御都合の悪い日にちがありましたらお教えいただければと思います。

(発言する者多し)

河崎平男会長 16日の午後か、27日の午後2時からということで、事務局で調整してください。それでは、その他ということで何かありましたらお願いします。

中村事務局長 すみません、あくまでも確認ですが、問い合わせられたときのために、この審査会は本日付で設置したということで決裁していますので、設置日は本日、4月9日と御承知おきをよろしくお願いします。

河崎平男会長 審査会では個人情報等ありますし、守秘義務もありますので、よろしく御協力のほど、お願いして、これをもちまして第1回の山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後4時27分 散会

平成30年（2018年）4月9日

議員政治倫理審査会長 河崎平男